

宿泊業の規制緩和の動向

～平成 30 年 6 月施行の改正旅館業法、民泊新法をはじめとして～

6.15 施行の規制緩和等に至る背景・これにより実務上何が変わるのか…

【 参加無料：限定 90 名 】

【講師】 御堂筋法律事務所
谷口和寛弁護士

【日時】 9 月 10 日（月）
14:30 - 16:20（14:00 受付開始）

【場所】 クインズスクエア横浜
クインズタワーB 7F クインズフォーラム

【主催】 株式会社タップ

【協賛】 株式会社日立情報通信エンジニアリング



- みなとみらい駅（東急東横線直通みなとみらい線）徒歩 0 分
- 桜木町駅（JR 線・市営地下鉄）下車「動く歩道」利用で徒歩約 8 分

セミナー内容

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、日本を訪れる外国人の数は今後ますます増え、宿泊施設の不足が懸念されております。

一方、宿泊需要を視野に入れた国内外の大手チェーン・異業種企業の参入により、ホテルの開業ラッシュや民泊市場の拡大が進んでおり、現段階では宿泊施設の不足懸念から一転、供給過剰による価格競争激化を心配する声も上がっております。

そのような中、2018 年 6 月 15 日に住宅宿泊事業法（民泊新法）・旅館業法の改正が施行となりました。

住宅宿泊事業法（民泊新法）・旅館業法はどのような経緯で新設・改正されたのか、施行により実務上どのような影響が発生するのか、宿泊業界はどのように変わっていくのか。

住宅宿泊事業法（民泊新法）の企画・立案をはじめ、旅行業・宿泊業等の観光産業に関する法務を担当された谷口弁護士により、今後の見解を含め、6.15 施行の規制緩和の背景について分かりやすく解説いただきます。

講師紹介



谷口 和寛

弁護士法人御堂筋法律事務所東京事務所所属。平成 22 年 3 月東京大学法科大学院卒。平成 23 年 12 月弁護士登録。平成 26 年 5 月から 2 年間、任期付公務員として国土交通省観光庁観光産業課に勤務し、住宅宿泊事業法（民泊新法）の企画・立案をはじめ、旅行業、宿泊業等の観光産業に関する法務を担当。観光庁「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」、「経営ガバナンスワーキンググループ」等の委員を歴任。

スケジュール

14:00 - 14:30 受付 / 展示

14:30 - 16:20 セミナー

「タップのソリューションと今後の取り組みについて」
株式会社タップ

「日立のホテル向けソリューションの御紹介」
株式会社日立情報通信エンジニアリング

「宿泊業の規制緩和の動向」
御堂筋法律事務所 谷口和寛弁護士

展示内容

- ・客室タブレット
- ・客室 IP 電話機 (AEI)
- ・多言語自動通訳ソフト連携
- ・フロントシステム
- ・オンハンドフォーキャストシステム
- …等 (予定)

お問合せ：株式会社タップ 営業部（担当：村山）TEL:03-5683-5314 FAX:03-5683-5310
HP:<http://www.tap-ic.co.jp> 〒135-0016 東京都江東区東陽 2-2-4 マニュアルプレイス東陽町 1F

お申し込み



WEBにてお申し込み下さい。
https://www.tap-ic.co.jp/seminar/form_20180910/?pr=leaflet

* 定員になり次第、締め切らせていただきます。

* 参加者はホテルで勤務をされている方やホテル所有会社とホテル事業に関係されている方を優先させていただきます。
情報システムなどの同業種の方や対象外と判断された方はお申し込みをいただいても参加いただけない場合がございます。予めご了承下さい。